

総合計画審議会について

1. 総合計画とは

- ◆ 粕屋町の将来におけるあるべき姿と進むべき方向性についての指針となるもの
- ◆ 粕屋町の行政運営における最上位計画で、基本構想及び基本計画※で構成される
- ◆ 粕屋町が実施する事業は、総合計画に基づいて実施される

※ 基本構想とは ⇒ まちづくりの基本理念や将来像を示すもの

※ 基本計画とは ⇒ 基本構想を実現するための施策の指針となるもの

2. 第5次粕屋町総合計画（現行の総合計画）について

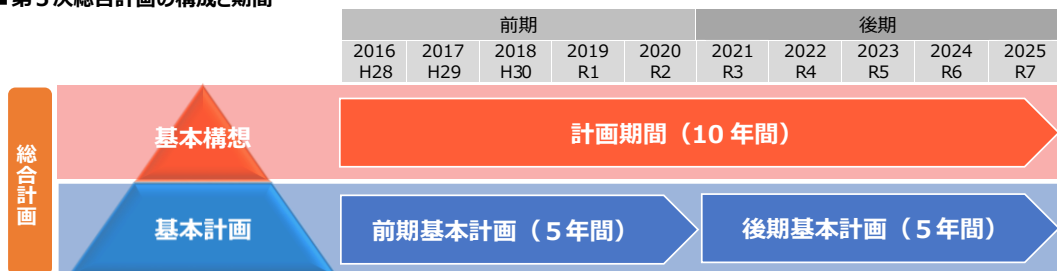
○総合計画の計画期間

基本構想：2016（平成28）年度～2025（令和7）年度

前期基本計画：2016（平成28）年度～2020（令和2）年度

後期基本計画：2021（令和3）年度～2025（令和7）年度

■第5次総合計画の構成と期間



○まちづくりの基本理念

「太陽と緑のまち」、「協働でつくる安心のまち」

○まちの将来像

「心かよいあう スマイルシティかすや」

3. 総合計画審議会の役割について

総合計画審議会は、総合計画に関する事項について、必要な調査及び審議を行うために設置される審議会です。町長から諮問（意見を尋ね求めること）された総合計画の素案について、専門的な見地または町民の視点で調査及び審議して、必要な提言を答申（諮問に対して意見を述べること）として町長に提出していただきます。

粕屋町総合計画審議会条例

(設置)

第1条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第138条の4第3項の規定に基づき、粕屋町総合計画審議会(以下「審議会」という。)を置く。

(所掌事務)

第2条 審議会は、町長の諮問に応じて粕屋町総合計画に関する事項について、必要な調査及び審議を行う。

(組織)

第3条 審議会は、委員16人以内で組織する。

2 委員は、次の各号に掲げる者のうちから町長が任命する。

- (1) 識見を有する者
- (2) 町教育委員会の委員
- (3) 町農業委員会の委員
- (4) 町の区域内の公共的団体の役員又は職員
- (5) 公募等による町民

3 審議会には必要に応じ、専門的知識を有する助言者を置くことができる。

(委員の任期)

第4条 委員の任期は2年とし、補欠委員の任期は前任者の残任期間とする。ただし、第2条に規定する諮問に係る事務が終了したときは、解任されるものとする。

(会長及び副会長)

第5条 審議会に会長及び副会長1人を置く。

2 会長及び副会長は、委員の互選によって定める。

3 会長は会務を総理し、審議会を代表する。

4 副会長は会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 審議会の会議は、会長が招集する。

2 審議会の会議は、委員の半数以上が出席しなければ会議を開くことができない。

3 審議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

(説明の要求)

第7条 会長が必要と認めるときは、会議に委員以外の者の出席を求め、その説明又は意見を聞くことができる。

(庶務)

第8条 審議会の庶務は、総務部経営政策課で処理する。

(委任)

第9条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営について必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

粕屋町総合計画審議会 委員名簿

(敬称略)

氏 名	役 職 名	備 考
中島 邦彦	九州大学大学院 教授	
宗像 優	九州産業大学 教授	
長 聡子	西日本工業大学 准教授	
舎川 真理	教育委員会 教育長職務代理者	
船越 英治	農業委員会 会長	
大庭 洋一	行政区長会 駕与丁区長	
山本 一朗	商工会 事務局長	
久保山 淳一	社会福祉協議会	
長 千鶴子	子育て応援団 代表	
渡部 敬吉郎	一般公募	
上菌 明子	一般公募	
千種 百華	一般公募	
飯田 京太郎	一般公募	
升野 邦江	小中学校 校長会 (教育機関)	
森川 博文	西日本シティ銀行 粕屋支店長 (金融機関)	
石山 修	イオンモール福岡 ゼネラルマネージャー (産業界)	